

福祉サービス第三者評価機関認証実施要領

平成14年5月10日

理事長決定

福祉サービス第三者評価機関認証要綱（平成14年5月10日付14財事業92号）（以下「要綱」という。）の実施要領を次のように定める。

（福祉サービス第三者評価）

第1条 要綱第1条に規定する「福祉サービス第三者評価」とは、東京都福祉サービス評価推進機構（以下「機構」という。）が認証した福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）が、機構が定める評価手法及び共通評価項目をすべて取り込んで実施する、福祉サービスの評価をいう。

（東京都における社会的養護関係施設第三者評価機関）

第1条の2 社会的養護関係施設第三者評価機関とは、社会的養護関係施設の評価（機構が定める評価手法及び共通評価項目をすべて取り込んで行うものとする。）を実施するために「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長通知 雇児発第0217第6号 社援発0217第44号 平成27年2月17日）（以下、「厚生労働省通知」という。）5（3）に基づき機構が認証を行った評価機関（以下「社会的養護関係施設評価機関」という。）をいう。

（法人格）

第2条 要綱第2条第1号に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等営利法人等をいい、法人の形態は問わない。

（福祉サービス）

第3条 要綱第2条第2号に規定する「福祉サービス」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 社会福祉法に規定される社会福祉事業として提供されるすべての事業（ただし、社会福祉法第2条第3項第12号に規定される福祉サービス利用援助事業、同法同条第13号に規定される連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業は除く）
- (2) 介護保険法で規定される居宅サービス及び施設サービスとして提供されるすべてのサービス
- (3) 東京都または区市町村が委託している、または認証、届出、補助などで関与している社会福祉に関するサービス（ただし、社会福祉に関する連絡、助成、相談等のみを行う事業は除く）

（サービス事業者）

第4条 要綱第2条第4号に規定する「サービス事業者」とは、福祉サービスを提供する

施設や事業所をいう。

（代表者等が関係するサービス事業者）

第5条 要綱第2条第5号に規定する「代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。なお、本条第1号及び第3号に規定する「所属」とは、代表者や理事、役員等であること、または常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。

- (1) 評価機関の代表者や理事、役員等が現在所属するまたは以前所属していた法人が経営するすべての施設、事業所
- (2) 評価機関の代表者や理事、役員等の4親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等である法人が経営するすべての施設、事業所
- (3) 評価機関の代表者や理事、役員等の4親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所(当該親族が、当該施設、事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が経営する他の施設、事業所を含む)。

2 委員会は、評価機関とサービス事業者の間に利益相反関係の存する恐れが実質的になると認められる場合には、評価機関からの申し出により、前項の適用について特例の措置を講ずることができる。

（評価機関が関係するサービス事業者）

第6条 要綱第2条第6号に規定する「評価機関が関係するサービス事業者」とは、評価機関が、コンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて現在経営等に関係しているかまたは過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設、事業所をいう。

（評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者）

第7条 要綱第2条第7号に規定する「評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 評価機関に対する出資等により意思決定に関与可能な法人が経営するすべての施設、事業所
- (2) 評価機関が出資等を行うことにより意思決定に関与可能な法人が経営するすべての施設、事業所
- (3) 上記(1)(2)に類するすべての施設、事業所

（評価実施後のサービス事業者との関係）

第8条 要綱第2条第8号に規定する「評価を実施したサービス事業者の事業に関係」とは、評価機関が評価を実施した施設、事業所に対して、コンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて経営等に関係することをいう。

（必要な資格や経験）

第9条 要綱第2条第9号に規定する「必要な資格や経験を有した者」とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 福祉・医療・保健業務を3年以上経験している者
 - (2) 組織運営管理等業務を3年以上経験している者
 - (3) 調査関係機関等で調査業務や経営相談を3年以上経験している者
 - (4) 福祉・医療・保健・経営分野の学識経験者で当該業務を3年以上経験している者
 - (5) その他、上記と同等の能力を有していると機構が認める者
- 2 要綱第2条第9号の2に規定する「別途区分する評価を行うのに必要な資格や経験」の区分とは以下のとおりとする。

区 分	内 訳
福祉分野	①前項第1号 ②前項第4号又は第5号のうち福祉・医療・保健分野に該当すると認められる者
経営分野	①前項第2号、第3号 ②前項第4号又は第5号のうち経営分野に該当すると認められる者

（当該評価機関を主たる所属とする者）

第10条 要綱第2条第9号の2及び第9号の4に規定する「当該評価機関を主たる所属とする者」とは、当該評価機関が評価者として必要な資格や経験を確認し、そのことに責任を負う評価者をいう。

（社会的養護関係施設第三者評価の評価者としての要件）

第10条の2 要綱第2条第9号の4に規定する「社会的養護関係施設第三者評価の評価者としての要件」とは、「厚生労働省通知」で示された「評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修」に該当する機構が実施する研修を受講し修了した評価者（以下「機構が実施する研修を受講し修了した評価者」という。）とする。

（社会的養護関係施設評価機関の所属評価者要件）

第10条の3 新たに社会的養護関係施設評価機関の認証を受けようとする評価機関または、認証を更新しようとする評価機関は、第10条の2で規定する評価者のうち、申請時を含む過去3か年度以内に機構が実施する研修を受講し修了した評価者を少なくとも3名以上を確保することとする。

（所属）

第11条 要綱第2条第9号から第9号の5までに規定する「所属」とは、常勤、非常勤、登録など雇用形態は問わないが、評価機関がその評価者が関わる業務について責任を持ち、評価機関から当該評価機関に所属する評価者であることを証する書類を付与されていることをいう。

- 2 評価者は、主たる所属評価機関を持たなければ、評価活動は行えないものとする。
- 3 1人の評価者について、主たる所属評価機関は1ヶ所とする。

（評価者自らが所属等で関係するサービス事業者）

第12条 要綱第2条第10号に規定する「評価者自らが所属等で関係するサービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。なお、本条第1号及び第3号に規定する「所属」とは、代表者や理事、役員等であること、または常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。

- (1) 評価者が現在所属するまたは以前所属していた法人が経営するすべての施設、事業所
- (2) 評価者の4親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等である法人が経営するすべての施設、事業所
- (3) 評価者の4親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所(当該親族が、当該施設、事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が経営する他の施設、事業所を含む。)

2 委員会は、評価者とサービス事業者の間に利益相反関係の存する恐れが実質的にないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、前項の適用について特例の措置を講ずることができる。

(評価者自らが業務等で関係するサービス事業者)

第13条 要綱第2条第11号に規定する「評価者自らが業務等で関係するサービス事業者」とは、評価者が、コンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて現在経営等に関係しているかまたは過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設、事業所をいう。

(評価手法管理責任者の選任基準と役割)

第14条 要綱第2条第12号に規定する「評価手法管理責任者」とは、評価機関の代表者や常勤の職員等で、評価活動に精通している者のうちから選任した者をいう。なお、当該責任者は要綱第2条第21号に規定する「評価者育成責任者」を兼ねることができるものとする。

2 要綱第2条第12号に規定する「必要な管理」とは、すべての評価について、機構の定める評価手法の遵守状況を確認し、その記録を作成すること、その他必要な措置を講ずることをいう。

(社会的養護関係施設第三者評価の評価者としての要件を満たす者を必要数配置)

第15条 要綱第2条第13号の2に規定する「社会的養護関係施設第三者評価の評価者としての要件を満たす者であって研修受講要件を満たす者を必要数配置」とは、一件の評価に必要な評価者のうち評価実施年度を含む過去3か年度以内に機構が実施する研修を受講し修了した評価者を少なくとも2名以上を配置するものとする。

(評価を実施した評価者、評価手順、共通評価項目の結果等)

第16条 要綱第2条第14号に規定する「評価を実施した評価者、評価手順、共通評価項目の評価結果等」とは、当該評価を実施した全評価者名、共通評価項目に関する評価の手順、評価方法、事業所の公表に関する同意書の写し、評価結果とその前提となる事実や結果の理由を示した書類をいう。

（開示）

第17条 要綱第2条第16号及び第17号に規定する「開示」とは、評価機関の主たる事務所の所在地に書類を備え置き、誰でもが閲覧できる状態にすることをいう。なお、評価機関はホームページやパンフレット等を作成し、利用者や事業者にわかりやすく公開することに努めるものとする。

（評価実施状況届および現況報告書）

第18条 要綱第2条第18号に規定する「評価実施状況届」とは、機構に対し機構の定めた内容を四半期に一回報告する書類をいい、「現況報告書」とは、機構に対し機構の定めた内容を年一回報告する書類をいう。

（評価者育成責任者の選任基準と役割）

第19条 要綱第2条第21号に規定する「評価者育成責任者」とは、評価機関の代表者や常勤の職員等で、評価活動に精通している者のうちから選任した者をいう。なお、当該責任者は要綱第2条第12号に規定する「評価手法管理責任者」を兼ねることができるものとする。

2 要綱第2条第21号に規定する「必要な管理」とは、当該評価機関を主たる所属とする者について、要綱第2条第21号の2で規定する「評価者育成計画兼報告書」の作成、実施及び進行管理を行うこと、その他必要な措置を講ずることをいう。

（自己点検）

第20条 要綱第2条第22号に規定する「自己点検」とは、評価機関の体制に合わせて、自己点検実施者（要綱第2条第12号及び要綱第2条第21号に規定する者とは別の者が望ましい。）が機構の定める様式により、実施することをいう。

（申請時に必要な評価実績）

第21条 要綱第3条第2項に規定する「申請時に必要な評価実績」は、サービス種別を問わず前年度の評価実績が10件以上あることをいう。

（認証を更新するために必要な評価実績要件）

第22条 要綱第3条第3項に規定する「認証を更新するために必要な評価実績」は、要綱第6条第1項の3年間の有効期間に5件以上の評価実績があることをいう。

2 新たに認証を受けた評価機関が認証（社会的養護関係施設評価機関の認証は除く。）を更新しようとするときは、前項の規定によらず3か年度毎の満了日までの期間が2年以上3年未満のときは3件以上、1年以上2年未満のときは1件以上とし、1年未満の場合は評価実績を免除する。

3 評価機関は毎年1件以上の評価実績を積むことに努めること。

4 要綱第3条第3項に規定する社会的養護関係施設評価機関の「認証を更新するために必要な評価実績」は、要綱第6条第2項の3年間の有効期間に3件以上の社会的養護関

係施設の評価実績があることをいう。

- 5 新たに社会的養護関係施設評価機関として認証を受けた評価機関が認証を更新しようとするときは、前項の規定によらず3か年度毎の満了日までの期間が1年以上3年未満のときは2件以上とし、1年未満のときは1件以上とする。

（認証を更新するために必要な研修の受講実績要件）

第22条の2 要綱第3条第3項に規定する「認証を更新するために必要な研修の受講実績」は、要綱第6条第1項に定める期間において評価機関支援研修の受講実績があることをいう。ただし、新たに認証を受けた評価機関は、前項の規定によらず3か年度毎の満了日までの期間が1年未満の場合は研修受講を免除する。

（認証の有効期間）

第23条 要綱第6条第1項に規定する「機構が定める3か年度」とは、平成29年4月1日を始期とする3か年度ごとの期間をいう。

- 2 要綱第6条第2項に規定する「機構が定める3か年度」とは、令和2年4月1日を始期とする3か年度ごとの期間をいう。

（社会的養護関係施設評価機関の認証の辞退）

第24条 要綱第8条の規定により評価機関を辞退した場合は、社会的養護関係施設評価機関としての認証も、同時に辞退したものとする。

（機構が実施する指導等）

第25条 要綱第9条第4項第3号に規定する「不正な行為」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 評価の信頼性を損なうような評価を行うこと
- (2) 事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること
- (3) 守秘義務に反すること
- (4) サービス利用者やサービス事業者の人権を侵害すること
- (5) 評価契約を破る行為を行うこと
- (6) 法令に違反する行為を行うこと
- (7) 正当な理由がないにもかかわらず、機構の調査に協力しないこと。
- (8) 機構に虚偽の報告又は資料の提出をすること
- (9) 上記各号と同等と機構が認めること

（その他）

第26条 この実施要領に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は細目に定める。

本実施要領は平成14年5月1日から施行する。

附 則

本実施要領は平成17年3月29日から施行する。(平成17年3月22日一部改正)

附 則

本実施要領は平成18年3月9日から施行する。

附 則

本実施要領は平成18年7月28日から施行する。

附 則

本実施要領は平成24年6月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 本実施要領は平成27年7月8日から施行する。

ただし、第10条の2及び第10条の3の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 第10条の2で規定する社会的養護関係施設第三者評価の評価者は、平成29年3月31日までの間に限り、平成26年度以前に「厚生労働省通知」で示された「評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修」に該当する研修を受講し修了した評価者を含むものとする。

第10条の3で規定する申請時を含む過去3か年度以内に機構が実施する研修を受講し修了した評価者は、平成29年3月31日までの間に限り、平成24年度及び平成25年度に機構が実施する研修を受講し修了した評価者並びに平成26年度以前に「厚生労働省通知」で示された「評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修」に該当する研修を受講し修了した評価者を含むものとする。

附 則

(施行期日)

1 本実施要領は平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年度以前に認証を受けた評価機関が平成28年度に認証を更新するために必要な評価実績は、第19条第1項の規定によらず、当該年度に1件以上評価実績があることとする。

3 平成27年度に新たに認証を受けた評価機関が平成28年度に認証を更新するために必要な評価実績は、第19条第1項の規定によらず、免除することとする。

4 平成27年度に新たに認証を受けた評価機関及び平成28年度に新たに認証する評価機関が平成31年度に認証を更新するために必要な評価実績は、第19条第1項の規定によらず、3年間の有効期間中に3件以上評価実績があることとする。

附 則

本実施要領は平成29年4月1日から施行する。

附 則

本実施要領は平成32年(2020年)4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 本実施要領は令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第10条の3の規定に関わらず、施行日から起算して3年を経過する日までの間、新たに社会的養護関係施設評価機関の認証を受けようとする評価機関または、認証を更新しようとする評価機関が、第10条の2で規定する評価者のうち、申請時を含む過去3か年度以内に機構が実施する研修を受講し修了した評価者を確保しなければならない人数は、少なくとも1名以上とする。

3 第15条の規定に関わらず、施行日から起算して3年を経過する日までの間、社会的養護関係施設の一件の評価に必要な評価者のうち機構が実施する研修を受講し修了した評価者を配置しなければならない人数は、少なくとも1名以上とする。

附 則

本実施要領は令和5年4月1日から施行する。

平成15年	4月 1日	一部改正
平成16年	4月 1日	一部改正
平成17年	3月22日	一部改正
平成18年	3月 9日	一部改正
平成18年	7月28日	一部改正
平成24年	6月 7日	一部改正
平成27年	7月 8日	一部改正
平成28年	2月19日	一部改正
平成28年	10月31日	一部改正
平成31年	1月29日	一部改正
令和 2年	2月 7日	一部改正
令和 5年	1月24日	一部改正